

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学危機管理規則

平成24年1月26日
規則第 1 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 平常時の危機管理（第5条－第7条）
- 第3章 緊急時の危機管理（第8条－第11条）
- 第4章 雑則（第12条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における危機管理の基本となる事項を定めることにより、本学の学生及び職員等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 本学の危機管理については、法令及び本学の規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）学生及び職員等

本学の学生、役員及び職員並びに本学において業務を行う事が認められている者をいう。

（2）危機

自然災害、火災のほか、重篤な感染症、実験研究に伴う事故、施設設備等の障害、学生及び職員等の法令・規範の遵守に反する行為の発生、テロ行為その他の重大な事件又は事故により、学生及び職員等の生命若しくは心身、本学の教育研究活動の遂行、本学の組織の存続、財産若しくは名誉に重大な被害又は支障が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態をいう。

（3）危機管理

本学における危機を想定し、未然に防止するための事前対策、危機発生時における被害の拡大防止のための応急対策及び再発防止のための事後対策を組織的に行うことをいう。

（4）研究科等

先端科学技術研究科、総合情報基盤センター、各学内共同教育研究施設、

保健管理センター、戦略企画本部、教育推進機構、研究推進機構及び事務局（監査室、ダイバーシティ&インクルージョン推進室、地域共創推進室、技術室及び留学生・外国人研究者支援室を含む。）をいう。

(5) 研究科等の長

前号に規定する研究科等の長をいう。

(学長等の責務)

第3条 学長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、必要な措置を講じなければならない。

2 理事及び副学長は、学長を補佐し、掌理する業務にかかる危機管理を指揮し、学長を補佐する。

3 研究科等の長は、当該研究科等における危機管理の責任者であり、当該研究科等における危機管理を行うため、必要な措置を講じなければならない。

4 職員は、危機管理を踏まえ、その職務等の遂行に努めなければならない。

(学長の代行等)

第4条 学長が出張等により不在の場合又は学長に事故がある場合は、学長があらかじめ指名する理事が、危機管理を統括する責任者としての職務を代行又は代理する。

第2章 平常時の危機管理

(学長の危機管理)

第5条 学長は、次の各号に掲げる平常時における危機管理を行う。

- (1) 危機管理基本計画の策定、見直し及び周知徹底
- (2) 危機に対するマニュアル等の策定、見直し及び周知徹底
- (3) 危機に関する情報の収集及び分析
- (4) 危機発生時における全学的な通報体制の整備、見直し及び周知徹底
- (5) 危機発生時に必要な資機材の備蓄、見直し及び整備
- (6) 学生及び職員等に対する適切な情報提供
- (7) 学生及び職員等に対する危機管理意識の涵養
- (8) その他全学的な危機管理に関し必要な事項

(危機管理委員会)

第6条 学長は、危機に関する情報を一元化し、本学の危機管理体制を推進するため、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科等の長の危機管理)

第7条 研究科等の長は、当該研究科等が所管する業務又は施設設備等の範囲

において、次の各号に掲げる平常時における危機管理を行う。

- (1) 危機管理に対する具体的な施策の策定、実施、見直し及び周知徹底
- (2) 危機に対するマニュアル等の策定、見直し及び周知徹底
- (3) 危機発生時における研究科等の通報体制の整備、見直し及び周知徹底
- (4) その他研究科等における危機管理に関し必要な事項

第3章 緊急時の危機管理

(危機に関する通報等)

第8条 学生及び職員等は、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生するおそれがあることを発見した場合は、あらかじめ定めた通報体制に基づき、研究科等の長に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた研究科等の長は、速やかに当該危機の状況を確認し、あらかじめ定めた通報体制に基づき、学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置・解散)

第9条 学長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると判断するときは、速やかに当該危機に係る危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部の設置場所は、原則として事務局とし、事務局に置くことができない場合は、他の研究科等とする。
- 3 対策本部は、危機への対処の終了をもって解散する。

(危機対策本部の構成)

第10条 対策本部は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- 2 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- 3 副本部長は、次項第1号の本部員から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
- 4 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充て、対策本部の業務を処理する。
 - (1) 理事
 - (2) 副学長
 - (3) 本部長が指名する研究科等の長
 - (4) 管理部長
 - (5) 事業推進部長
 - (6) その他本部長が指名する職員
- 5 対策本部に関する事務は、管理部企画総務課が行い、事務局の職員のうちか

ら本部長が指名する者が参画する。

(危機対策本部の権限)

第11条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処するため、次の各号に掲げる危機管理を行う。

- (1) 危機に係る情報の収集及び分析
- (2) 危機に係る必要な措置の決定及び実施
- (3) 危機に係る学生及び職員等に対する情報提供
- (4) 危機に係る関係機関（国及び地方公共団体その他の関係団体をいう。）との連絡調整
- (5) 危機に係る報道機関に対する情報提供
- (6) その他危機への対応に関する必要な事項

2 学生及び職員等は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、危機への対処にあたり、本学の役員会、経営協議会及び教育研究評議会（以下「役員会等」という。）の審議を含め、本学の規約により必要とされる手続きを省略することができる。

4 前項の場合において、対策本部は、危機の対処終了後に役員会等に報告しなければならない。

第4章 雑則

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、本学における危機管理に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。